

緊急事態宣言（5/16～6/20）に伴う市立学校の対応について

1 学校運営の基本方針について

- 感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施する。

2 基本的な感染拡大防止対策の徹底について

- 発熱等の症状がある場合には、児童生徒も教職員も、自宅で休養することを徹底する。また、同居の家族に発熱等の症状がみられる場合も、登校、出勤をしない。
- 児童生徒の間隔は、可能な限り2メートル（最低1メートル）を確保して学校教育活動を行う。施設等の制約から距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うなどにより「3つの密」を避ける。
- 基本的には常時マスクを着用し、登下校時も含め、マスクを外す機会を出来るだけ少なくするとともに、咳エチケットを徹底する。なお、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。その際は、換気や児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。
- 給食について、配食を行う児童生徒及び教職員は、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、衛生的な服装をする。また、手指を確実に洗浄したかを点検・記録し、食べる際には、机を対面ではなくスクール形式にする。食事のためマスクを外した状態での会話を控える。なお、食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。
- 教室等における常時換気（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間に窓を全開）を行う。

3 活動場面ごとの感染拡大防止対策について

（1）各教科における学習活動について

- 感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い次のような学習活動は行わない。
 - ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・ 図画工作、美術、家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

- デジタル機器の活用について、次の点に留意する。
 - ・ 自校の児童生徒や教職員の感染により、いつ登校できなくなるか分からないことを踏まえ、家庭における学習支援を最大限行うため、デジタル機器活用の準備をする。
 - ・ 緊急時のデジタル機器の活用にあたっては、児童生徒及び教員が日常的に使用することで使い慣れておくことが重要である。日頃から学習用クラウドサービスを活用した健康観察や課題の配信等を行うなど、いつ臨時休業又は自宅待機になっても、学習が途切れないよう備える。

(2) 部活動について

- 感染状況が「ステージⅣ」に引き上げられたことを踏まえ、原則、中止とする。ただし、学校長の認める最小限の活動（学校体育団体主催大会や、最終学年の生徒の学校生活最後の大会の出場に向けた活動等）については、感染リスクを低減させた上で実施できる。
- その場合、学校の休業日（学期中の週末を含む）においても1日の活動時間は2時間以内（大会への出場等を除く）とする。また、他校との練習試合及び合同練習（合同チームを除く）は行わない。
- 部活動を実施する場合は、次のことを徹底する。
 - ・ 可能な限り感染及びその拡大リスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は、十分な距離を空けて活動する。
 - ・ 生徒の自主的、自発的活動であることを踏まえ、生徒、保護者の同意を得た上で実施する。
 - ・ 教職員等が活動状況の確認を徹底し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は、極力行わないようにする。
 - ・ 部活動の前後においても3密を避け、更衣室に入る人数を制限し、少人数で更衣をしたり、更衣室の換気扇を常に回したりするなどの対応を徹底する。
 - ・ 大会等については、公式戦であることや上位大会に続く予選会に参加する際は、感染症対策、大会前後の健康観察記録の保管などを徹底するとともに、主催団体の示した基準を遵守する。

(3) 学校行事について

- 各行事の意義や必要性を確認しつつ、その実施にあたっては、開催時期、場所、時間及び開催方法等について、感染拡大防止の措置を講じるよう十分配慮する。
- 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県や地域との往来は、最大限、自粛する。